平成２８年（フ）第１８４０号
東京都東大和市蔵敷３丁目799　芝中住宅イ12―403
破産者　齋藤　晃一
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７５号
埼玉県川口市大字西立野801―２―301
破産者　辻本　真幸
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１１号
東京都葛飾区小菅４丁目16―５　ヤマシタ綾瀬寮
破産者　杉本　洋子（旧姓高木）
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９５９号
東京都東村山市秋津町３丁目43―１―203
破産者　佐々木和子
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９７０号
東京都江東区辰巳１丁目４―24―703
破産者　安樂　武洋
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９９７号
東京都豊島区南池袋３丁目18―38
破産者　小澤　直美
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０１２号
東京都北区西が丘３丁目８―３―224
破産者　岩崎理恵こと　周　　春蘭（旧姓米山）
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０１７号
東京都世田谷区上用賀４丁目５―８　ナニアイナ上用賀Ａ202
破産者　赤澤　豊和
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０５３号
東京都千代田区九段北１丁目９―５―504
破産者　紺谷　盛男
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０７４号
東京都墨田区太平４丁目２―１―207、開始決定時の住所東京都三鷹市上連雀６―29―13―217
破産者　梶田　明子
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１４号
東京都葛飾区東金町３丁目33―15　ヘーベルメゾンＫ　101
破産者　春宮　　幹
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２３２号
東京都練馬区高野台４丁目30―10―202
破産者　時田　達也
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６７号
東京都足立区青井２丁目21―14
破産者　宮本　佳和
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７５号
埼玉県川口市本町４丁目７―８―1004
破産者　山口美千代
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７９号
埼玉県所沢市上安松171、住民票上の住所東京都港区南青山５丁目６―４―302
破産者　大野　礼香
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８９号
神奈川県横浜市青葉区みたけ台41―４　105
破産者　鎌田　昌宏
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５７号
栃木県小山市大字横倉新田20番地３　レークタウンＣ棟103号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市北若松原１丁目６番９号
破産者　中田加洋美
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８７号
栃木県日光市原宿772番地
破産者　阿久津英子
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１２号
栃木県芳賀郡益子町大字塙1069番地　高島住宅　８号
破産者　小太刀　聡
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７５号
千葉県八街市滝台1939番地３
破産者　新日本警備保障株式会社
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０７９６号
東京都千代田区九段北１丁目３番５号
破産者　株式会社グロービクス
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９８号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目37―38―203
破産者　山下　達也
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部